

## 第4部

# 計画の推進体制

## 第1章

# 各主体の役割

本市では今後も高齢化が進行し、75歳以上の後期高齢者、一人暮らし高齢者の増加が見込まれています。こうしたもとで、市の高齢者保健福祉施策及び介護保険事業を持続的に発展させるためには、市民、地域社会、関係団体、サービス提供者、市などが、それぞれの役割を果たしながら相互に連携・協力し、一体となって取り組むことが必要です。

## 1 市民

市民一人ひとりが健康づくりや介護予防、福祉に対する認識を持ち、いきいきと豊かに最後まで自分らしい人生を送ることができるよう、ライフステージに対応した生涯設計を立てる必要があります。

健康面においては、生涯を通じて自らの健康に関心を持ち、その保持・増進に努めるとともに、健康寿命を延伸するため、介護予防の必要性に気づき、若いときから日常生活の中で自ら介護予防に取り組みながら、趣味や学習、社会参加等の活動を通じて自己実現を図るなど、主体的・積極的に人生を送ることが望まれます。

とりわけ高齢者は、それぞれの状態に応じて積極的に社会とのつながりを広げ、その豊富な経験や技能等を社会に還元するとともに、ボランティア活動に積極的に参加するなど、地域福祉の向上のために自ら行動することができるよう、意識を変革することが求められています。

また、病気や障害等により介護を必要とする状態になっても、可能な限りできる範囲で自分らしい暮らしを営むことができるよう、適切な介護サービスを利用しながら、自らも要介護度を改善するという強い意志を持って生活することが重要です。

そして、自分らしい暮らしを実現できた先には、どこで最期を迎えたいか、誰に側にいてほしいかなど、自分らしい最後の迎え方の自己決定をしていく覚悟と心構えが何より重要となります。

## 2 地域社会

近年、核家族化の進展に伴って一人暮らしの高齢者や高齢者のみ世帯が増加しており、高齢者の孤立が憂慮されています。高齢者の生活課題や福祉ニーズの多様化に対応するためには、行政の役割とともに、地域住民による支え合いの役割がますます大きくなってきています。市民の、地域の福祉活動に対する関心を高め、参加を促進することにより、誰もが気軽に、援助を求める人に対して自然に手を差し延べることができるような地域コミュニティを形成することが期待されています。

また、東日本大震災の経験を踏まえ、災害等の非常時に備えて、自分たちだけで行動することが難しい高齢者等を地域で支えるため、要援護者をサポートするしくみづくりに地域が主体的に取り組むことが求められています。

## 3 関係団体

高齢者クラブやシルバー人材センターなどの高齢者関係団体は、加入者全体の福祉向上を目指し、自立した自主的な運営ができるように努めるとともに、活動の活性化や職域の開拓を進めるなど、高齢化の進行を踏まえた取組を強化することが望まれています。

医師会・歯科医師会・薬剤師会などの医療関係団体は、市民が適切な支援を受けながら、安心して在宅療養生活を送れるよう、医療と介護の連携のしくみを検討・充実することが期待されます。

社会福祉協議会は、地域福祉推進の中心的な役割を果たす団体として、これまで以上に地域における福祉関係者や関係機関などと連携し、地域の連帯と支援の輪を広げるとともに、ふれあいのまちづくり事業が活発に展開されるよう、人材の確保・育成に取り組むことが求められています。

地域で多様な活動を展開するNPO法人やボランティア団体は、支援を必要としている人へのサービス提供など、地域福祉の向上を目指し、それぞれの活動団体の特性や資源を生かしながら、積極的に地域と関わり、連携することが必要になっています。

## 4 サービス提供事業者

高齢者が安定した生活を営み、安心してサービスを利用するためには、サービス提供事業者等が地域に密着し、健全に発展していくことが不可欠です。

そのためには、必要な介護人材を確保・育成し、サービスの質の向上を図りながら、引き続き良質な福祉サービスを提供することが求められています。また、要介護認定者数が年々増加している現状を踏まえると、要介護認定者一人ひとりのできることを増やして自立を促進するなど、先進事例も参考にしながらサービス提供の方法を改善することが必要です。さらに、市民のサービスへの信頼を確立するというサービス提供主体としての役割を果たし、事業者自らが地域社会の構成員であるという自覚のもとに、地域に貢献することも期待されます。

一方、災害発生時においても、サービスを継続的に提供できるよう、サービス提供事業者が自主的に事業継続計画（BCP）を策定することが求められています。

## 5 行政

市の役割は、市民の福祉の向上を目指して、市民ニーズなどの現状把握や施策・事業の進行管理などを通して、本計画に位置づけられた施策・事業を総合的・一体的に推進することです。

そのため、各主体の役割を踏まえながら、市民ニーズと地域の特性に応じたきめ細かな施策の実現に向けて、この計画を推進することが求められます。また、施策の展開にあたっては、サービス利用者等に必要な情報をきめ細かく提供するとともに、市民の参加と相互理解に支えられた福祉施策を進めていくことが必要です。

## 1 高齢者保健福祉推進のしくみ

### (1) 庁内推進体制の充実

高齢者保健福祉計画の推進にあたっては、福祉部高齢者支援課を中心に関係部課と協力しながら施策を推進します。特に若年性認知症を含む第2号被保険者への支援では、高齢者支援課と障害福祉課の連携を強め、切れ目のない支援に取り組みます。

また、西東京市の保健福祉全体の検討を行う「西東京市保健福祉審議会」、高齢者保健福祉計画の検討を行う「西東京市高齢者保健福祉計画検討委員会」、介護保険事業計画の検討を行う「西東京市介護保険運営協議会」と連携しながら、本計画の普及・推進と進行管理を行います。

### (2) 地域包括支援センター運営協議会の充実

本市では、地域包括ケアシステムの実現に向けて、中核機関として期待される地域包括支援センターの適正な運営を継続するために、「西東京市地域包括支援センター運営協議会」を設置しています。

地域包括支援センター運営協議会では、今後も地域包括支援センターの運営のあり方や、地域における医療機関、福祉施設その他関係機関とのネットワーク形成に対する評価・指導・助言を行い、地域包括支援センターのより円滑な運営を図ります。

### (3) 関係機関・組織・団体との連携強化

本計画の推進にあたっては、権利擁護センター「あんしん西東京」、社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会や地域包括支援センターなどの福祉・介護に関連する機関、医師会、歯科医師会、薬剤師会などの医療関係団体との連携のもとに進めます。

また、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、地域住民（ささえあい協力員・訪問協力員）等による地域での支え合いのしくみである「ささえあいネットワーク」、小学校通学区域や日常生活圏域で市民や団体等が連携して

地域の課題の解決を目指す「ほっとするまちネットワーク」、社会福祉協議会による地域住民が主体の「ふれあいのまちづくり事業」など、地域におけるさまざまなネットワークとの連携・協働を強化するとともに、地域で暮らす高齢者を見守り、支援するための互助のネットワークをきめ細かく張り巡らせ、必要に応じて公的支援につなぐしくみの拡充を図ります。

さらに、保健・福祉・医療などに関する活動を展開するNPO法人やボランティア団体を支援・育成していきます。

#### (4) 市民参加の推進

西東京市にふさわしい高齢者保健福祉を運営していくためには、市民、関係機関、関係団体、市等が相互に連携していくことが必要です。

次期計画の策定にあたっては、これまでと同様、市民の意識や要望を把握するための調査を実施する予定です。また、学識経験者、保健・福祉・医療・介護関係者、市民委員で構成される「西東京市高齢者保健福祉計画検討委員会」を組織し、高齢者保健福祉に関わる全般的なあり方を検討し、計画づくり、計画の評価・見直しを行います。さらに、市民から幅広く意見を求めるため、パブリックコメントを実施し、市民ニーズに沿った計画の策定を目指します。

本計画の施策を実施するにあたっては、ボランティア活動、ささえあいネットワーク、認知症サポーターなど、世代を超えた多くの市民、団体の自発的な参加を推進していきます。

## 2 介護保険運営のしくみ

### (1) 保険者機能・庁内推進体制の充実

介護保険制度を円滑に運営するために、苦情等相談機能の充実、公平公正な介護認定、給付の適正化、介護予防の効果の検証、地域密着型サービスの指定、地域包括支援センターの運営支援等、保険者機能の充実を図ります。

福祉部高齢者支援課を中心に福祉部各課と連携しながら、介護保険事業計画を推進します。

### (2) 介護保険運営協議会

学識経験者、社会福祉協議会、被保険者代表、医師会、歯科医師会、薬剤師会、介護保険関連施設職員等を構成員とする「西東京市介護保険運営協議会」の充実を図ります。

介護保険事業計画の実施から進行管理、評価、見直しの過程において、行政、関係機関や関係団体、市民と協働しながら、介護保険のより円滑な運営に努めます。

### (3) 介護認定審査会合議体の長の会議の充実

保健・福祉・医療分野の専門家による介護認定審査会の合議体の代表14人からなる「合議体の長の会議」において、介護認定審査の質の向上や平準化の研究・検討を行っています。今後もさらにその取組の充実を図ります。

### (4) 介護保険連絡協議会との連携

今後も関係機関及び介護サービス等提供事業者に対する情報提供と助言、事業者相互の交流の促進を目的として「西東京市介護保険連絡協議会」を設置し、介護保険サービス等の円滑な提供を図ります。

## (5) 地域密着型サービス等運営委員会

地域密着型サービスについて、日常生活圏域ごとの整備状況に基づくサービス提供体制の確保を図るため、「西東京市地域密着型サービス等運営委員会」を通じて、地域密着型サービスの指定権限を確立するとともに、サービスの量的・質的確保を図ります。

## (6) 介護保険の関連組織の連携

西東京市の介護保険事業をより一層充実していくために、介護保険運営協議会、地域包括支援センター運営協議会、地域密着型サービス等運営委員会をはじめ、さまざまな関連組織が連携しながら、事業全体の計画を検討し、実施のモニタリングとフィードバックを行うことができるように努めます。

## 3 地域包括ケアのしくみ

### (1) 地域包括支援センター運営協議会

学識経験者、サービス利用者、被保険者、地域活動団体、サービス提供事業者の代表等で構成される「西東京市地域包括支援センター運営協議会」を設置し、市内8か所の地域包括支援センターの事業を中立・公正な立場から評価・検討します。

### (2) 地域包括ケア会議(地域ネットワーク連絡会)

本市では、4つの日常生活圏域ごとに行っていた地域包括ケア会議を地域包括支援センターごとに開催し、保健・医療・福祉などの関係機関と連携を図りながら、より地域に密着した形で高齢者の支援体制の強化に取り組んできました。

平成27年の介護保険制度の改正に伴い、団塊の世代が75歳以上となる平成37年(2025年)に向け、在宅医療と介護の連携、認知症施策、生活支援など、これまで以上にきめ細かな高齢者の生活圏域にあわせた地域包括ケアシステムのしくみづくりを進める必要があります。

そのため、地域包括ケア会議については、地域包括支援センター地区(8地区)における地域課題を発見し、個別課題の解決を行うと共に、地域包括支援センター間の調整等を行うため、各地域包括支援センターから担当者を集めた「作業部会」を設置していきます。

また、(仮称)「地域包括ケア全体会議」を新たに設置し、市全体を横断した支援体制の構築を図っていきます。